

支援の内容と経費負担

千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会における災害時相互支援に関する協定より抜粋

(支援の内容)

第7条 県社協及び支援社協が行う被災地社協への支援内容は、次のとおりとする。

(1) 県社協及び支援社協は、職員を派遣し、次の業務に従事させるものとする。

- ア 災害ボランティアセンター（設置・運営）に対する支援
- イ 要援護者の実態把握、緊急的な福祉サービスの調整及び提供
- ウ その他社協活動に必要な支援

(2) 県社協及び支援社協は、登録又は把握している防災ボランティア等に情報提供を行うとともに、被災地におけるボランティア活動を支援するものとする。

(3) 県社協及び支援社協は、支援活動に必要な物品、資機材の提供及び調達を行うものとする。

(経費の負担)

第8条 支援活動に要する経費は、原則として支援した県社協及び支援社協で負担するものとする。

2 前項の規定によりがたい場合は、県社協、被災地社協及び支援社協と協議して定めるものとする。

(勤務の取扱い)

第9条 派遣された職員は、派遣をする県社協及び支援社協における勤務とする。

2 職員の派遣にかかる経費については、派遣した県社協及び支援社協で負担するものとする。

3 職員派遣に伴う傷病については、派遣する県社協及び支援社協の労働者災害補償保険の適用とする。